平成２５年度　福井県ソフトボール協会指導者委員会伝達講義内容

1　指導者資格の種別と有効期限について

◎日本ソフトボール協会

・対象指導者＝２０１３競技者必携　公認指導者規定　第１０条　Ｐ１６５
　・新規チーム登録（条件が付き）等やむをえない暫定的な指導者資格
　・有効期限１年間　再受講なし　次回は、準指導員を受講のこと
　※県内市民ソフト等は３年間（2回更新可）

・準指導員　＝２０１３競技者必携　公認指導者規定　Ｐ１５８～１６４
　・専門科目４０単位を受講し、検定試験に合格して取得できる資格
　・有効期限４年間　４年以内に日体協ソフトボール指導員に移行すること

◎日本体育協会

・ソフトボール指導員→共通科目３５単位（通信教育）、専門科目４０単位
　スポーツクラブやスポーツ教室における指導者　１８歳以上

・ソフトボール上級指導員→共通科目７０単位（集合１４単位・自宅５６単位）、
　専門科目２０単位(集合講習２０単位)
　スポーツクラブ等において中心的な役割を担う指導者　２２歳以上

・ソフトボールコーチ→共通科目１５０単位、専門科目３５０単位
　基礎的・専門的な指導と活動組織の育成・指導　２２歳以上
　受講者を募集中（全日本クラスの指導を依頼される）

◎日本ソフトボール協会平成２４年度中央研修伝達事項

○ソフトボール指導員、準指導員、指導者対象講習会等の指導者養成事業をしっかり実施し、指導者を増やしてほしい。

○現場の指導者（監督・コーチ等）における「体罰」の禁止。「体罰」なき指導の徹底を呼びかける。

2　福井県ソフトボール協会指導者登録更新の変更について

福井県ソフトボール協会指導者登録更新料は下記の通りです。

（審判・記録の資格を有していても、別途下記の登録料が必要です。）

・日体協公認スポーツ指導者(指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ)の資格者は、全員１，０００円

・日ソ協公認ソフトボール準指導員の資格者は、全員２，０００円

・日ソ協暫定資格指導者対象講習会の資格者は、全員３，０００円
（福井県ソフトボール協会のみ有効・２回更新可）

※原則各チームの監督・コーチは、準指導員以上の資格を有するものとする。各種競技会において、大会競技委員長に資格の提示を求められた場合は、速やかに提示できるようにライセンスカードを携帯する。（公認指導者規定１１条）

※審判・記録の資格を共有する指導者には、ﾙｰﾙﾌﾞｯｸ・競技者必携を配布しない。

3　指導者養成講座について

福井県ソフトボール協会主催　　各支部協会を通して申し込むこと

・指導者対象講習会　　平成２５年3月１６日（土）１８：００

・準指導員養成講習会１日目　　フェニックス・プラザ地下大会議室

（指導員専門科目）２日目　　１１月　９日（土）予備１０日（日）

３日目　　１１月２３日（土）

４日目　　１１月２４日（日）

５日目　　１２月　８日（日）

※都合により日程の変更も有りうる。

会場・補講日については後日告知する。

・上級指導員養成講習会　今年度は開催予定なし

4　チームの指導者としての責任について

・監督は、ルールを熟知し、チームの全ての責任を負うこと

（チームの登録、大会参加申込書、県内外の公式試合における選手の起用・マナー、日頃の指導中・試合の中での言動、大会関係者等への無礼等など）

・県ソフトボール協会主催の監督会議は、必ず監督・コーチまたはチーム内の指導者の有資格者に限る。

◎競技会運営に関する注意事項（２０１３競技者必携Ｐ７～１０）

２．監督会議

(3)　監督会議で説明または決められた事項は、チーム全員に必ず徹底させること。

３．開・閉会式

(1)　登録された監督、コーチ、プレイヤー全員が参加すること。９名以上（試合が成立する人数）の参加ができないチームは、原則として棄権とみなす。

(2)　開・閉会式における服装はユニホームとする。監督・コーチは所定の位置に整列すること。

４．試合

(1)　プレイヤーの集合時刻は、試合開始予定時刻の３０分前までか、前の試合の４回終了時までに当該球場に集合すること。打順表に全ての必要事項を記入し、本部に提出すること。

(6)　競技用具（バット・ヘルメット）は規格外、および安全性に問題のあるものは使用を認めない。（大会終了まで大会本部で預かる）

(8)　フィールディングはベンチに入ることを許されたユニフォームを着用した監督・コーチ・プレイヤーで行わなくてはならない。

１０．投手板の踏み方・踏み出し方（２０１３競技者必携Ｐ１２０～１２１）

◎審判委員会申し合わせ事項（２０１３競技者必携Ｐ４５～４６）

11．その他

(1)～(8)　チーム全員に必ず徹底させること。

・監督・コーチが有資格者でない場合は、準指導員養成講座の受講を促し、有資格者としてチームの全責任を負う。

5　その他

・小中学校の学校体育において、ダイヤモンド型（ベースボール型）競技を実施するようになりました。本協会として、普及発展につながり、協力できることをする。

・ソフトボール指導員の義務研修の開催について
平成２４年度は、福井県ソフトボール協会独自開催予定しています。

・福井県ソフトボール協会登録「指導者対象講習会」受講者登録番号について

平成２２年	**１８５７６～１８６１６**	**更新不可**
平成２３年	２３００１～２３０４５	更新可能（県内大会のみの資格）
平成２４年	２４００１～２４０５１	本年度受講者
平成２５年	２５００１～２５？？？	本年度受講者

不明な点、問合せは下記まで

福井県ソフトボール協会　指導者委員長　小鍛治　章
910-1216　　ＴＥＬ・ＦＡＸ0776-63-2431
吉田郡永平寺町光明寺 18-19-1　自宅Ｅ-mail　a-kokaji@m5.dion.ne.jp
携帯 090-9768-5577　携帯Ｅ-mail　5577kokaji@ezweb.ne.jp

上志比小学校　910-1314 吉田郡永平寺町栗住波 26-15
ＴＥＬ0776-64-2029　ＦＡＸ0776-64-2214　Ｅ-mail　kamisho@mmek.jp

以上　宜しくお願いします。

福井県ソフトボール協会　指導者委員長　小鍛治　章

【認定番号の表示の見方】

日本体育協会・日本ソフトボール協会〈共通資格〉

◆ソフトボール指導員【２４　１Ｃ　０１２３４５】
記載内容：①競技番号（ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ競技）　②資格領域番号（指導員）　③個人固定番号

◆ソフトボール上級指導員【２４　１Ａ　０１２３４５】
記載内容：①競技番号(ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ競技）②資格領域番号(上級指導員）③個人固定番号

◆ソフトボールコーチ【２４　２Ｃ　０１２３４５】
記載内容：①競技番号（ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ競技）　②資格領域番号（コーチ）　③個人固定番号

◆ソフトボール上級コーチ【２４　２Ａ　０１２３４５】
記載内容：①競技番号(ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ競技）②資格領域番号(上級コーチ）③個人固定番号

日本ソフトボール協会〈独自資格〉

◆ソフトボール準指導員【１８　２４　００１】
記載内容：①支部番号（福井県）　②和暦番号（例；２４年度）　③個人番号

日本ソフトボール協会〈暫定資格〉

◆指導者対象講習会修了者【２４　００１】
記載内容：①和暦番号（例；２４年度）　②個人番号（その年度の通し番号）
資格有効期限：講習会終了日から１年間

ＮＨＫ通信講座（共通科目Ｉ）の受講番号の見方

２１０　１８　２４　１Ｃ　００１

記載内容：①２０１０年　②県番号（福井県）　③競技番号（ソフトボール）
④資格番号（指導員）　③通し番号

※この番号は受講番号なので、個人の確定資格番号ではありません。
この方々は、通信教育が合格終了された方々ですが、日本体育協会へ登録料を支払い後、本年度の１０月１日付で資格が発生します。それまでは、準指導員の資格として更新手続きを行ってください。（日本体育協会へ登録することを条件に４月１日～９月３０日の期間は準指導員として試合に出場できます。）

（公財）日本ソフトボール協会における指導者の資格と役割

ア、公認ソフトボール準指導員[（公財）日本ソフトボール協会認定]

地域のソフトボールクラブ等において、ソフトボールに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、ソフトボールの専門的知識や発育発達の基礎理論を活かし、安全で楽しいソフトボールの指導にあたる方のための資格です。また、公認ソフトボール指導員を目指す方のための基礎資格（専門科目）です。

イ、公認ソフトボール指導員[（公財）日本体育協会認定]

地域ソフトボールクラブ等において、ソフトボール競技の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などを指導対象に合わせた指導にあたる方のための資格です。

特に発達発育期の子どもたちに対しては、総合的な動きづくりを主眼に置き、遊びの要素を取り入れた指導ができるようにカリキュラムを構成していることから、スポーツ少年団などで小学校期の子どもたちのソフトボール指導にあたる方にぜひ取得していただきたい資格です。

ウ、公認ソフトボール上級指導員[（公財）日本体育協会認定]

地域ソフトボールクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる方のための資格です。また、地域スポーツクラブなどが実施するソフトボール教室の事業計画立案などを学ぶことができるので、クラブ内指導者の中心的役割を担う方、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいてソフトボール競技の指導にあたる方、指導員を養成する立場にある方にぜひ取得していただきたい資格です。

エ、公認ソフトボールコーチ[（公財）日本体育協会認定]

各都道府県ソフトボール協会レベルにおける競技者育成を担当する方や日本リーグの監督・コーチの方の資格です。

広域スポーツセンターのトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる方や巡回指導に協力する方、国民体育大会の監督にあたる方など高いレベルの実技指導をする方にはぜひ取得していただきたい資格です。

オ、公認ソフトボール上級コーチ[（公財）日本体育協会認定]

国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして質の高い指導にあたるなど、（公財）日本ソフトボール協会（以下本協会）におけるナショナルレベルのトップコーチのための資格です。

本協会のナショナルレベルのトレーニング拠点などにおいて、各年代で選抜された競技者の育成強化や競技力向上策の開発に参画する方などにぜひ取得していただきたい資格です。

（公財）日本体育協会指導者管理システム導入に伴う変更事項について

（2012.4.1～）

１、新システム導入に伴い指導者登録番号が変更になりました。

変更前：２４１Ｃ０００１２３４（11桁）

変更後：０００１２３４（個人番号７桁）

２、再登録手続きについて

今までは各都道府県体育協会が窓口となっていましたが、２４年度より（公財）日本ソフトボール協会が窓口となり（公財）日本体育協会に申請を行います。該当者のいる都道府県ソフトボール協会は、再登録の条件を満たした指導者については、所定の書類に記入の上（公財）日本ソフトボール協会に提出をお願いします。

再登録の条件等、詳細は（公財）日本ソフトボール協会事務局までお問い合わせください。

３、指導者の方に関わる事項

【マイページ】

（公財）日本体育協会 HP のトップページ（左上）の「スポーツ指導者マイページ」よりログイン。その際、個人の ID 及びパスワードが必要となります。平成２４年２月より公認スポーツ指導者の皆さんには、（公財）日本体育協会より封書にて仮 ID 及びパスワードのお知らせを送付済です。紛失された方は、本人から直接下記まで問い合わせ下さい。

①（公財）日本体育協会スポーツ指導者育成部

TEL ０３－３４８１－２２２６　FAX ０３－３４８１－２２８４

② 公認スポーツ指導者登録係

TEL ０３－５１４８－１７６３(受付時間 10:00~17:00)

③E―mail　touroku@japan-sports.or.jp

マイページで指導者ができること

・個人情報（住所等の閲覧・変更・義務研修実績等の閲覧）
・登録・変更の手続き
・義務研修会開催情報
・問い合わせ

※今後、個人での資格管理をお願いしたいので「マイページ」の活用をお願い致します。

公益財団法人 日本体育協会
公認スポーツ指導者「指導者マイページ」ID・仮パスワード通知書

公認スポーツ指導者の皆様へ

本会では、地球環境への配慮および手続きの効率化、指導者の皆様へのサービス向上を目的に、インターネットを利用した新サービス「指導者マイページ」を開始します。マイページとは、インターネット上のあなた専用のページで登録情報の確認・変更、更新手続きが行えるほか、マイページでしか得られない情報・サービスの提供を行ってまいります。

下記および同封のリーフレットをご参照のうえ、ぜひともご利用いただきますようお願いいたします。

<ご注意>このご案内は、公認スポーツ指導者資格の更新手続きのご案内ではありません。

あなたの有効期限は **2014年09月** となりますので、その際に更新手続きを行ってください。

「指導者マイページ」の利用手続き方法

- パソコン・携帯電話など、インターネットに接続可能な端末をご用意ください。(一部、対応していない端末がございますのでご注意ください。)
- 下記のURLから「指導者マイページ」の利用登録手続きが行えます。この際、マイページID(登録番号)と、仮パスワードが必要になります。
- 「指導者マイページ」を利用するためにはメールアドレスが必要となります。

「指導者マイページ」URL	https://my.japan-sports.or.jp
マイページID(登録番号)	0087247
仮パスワード	[redacted]

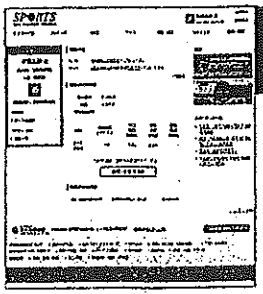

「指導者マイページ」

- 登録情報が確認できます!
- 更新手続きがインターネット上で行えます!
- 各種情報がご覧いただけます!

証紙廃止に伴う検定マークの変更並びに
新ゴム・革用バット検定基準変更について

○証紙撤廃に伴う新検定マーク：別紙参照

○新ゴム・革用バット検定基準の変更

・ＳＧ基準の変更に基づき、本会検定基準を変更する

・平成 28 年度以降の革ボール使用大会では、新ゴム・革用バット検定マークの表示のあるバットしか使用できない。

・平成 25 年 6 月以降は旧基準（ゴム・革用）バットの製造をしてはならない。尚、違反行為が確認された場合は、検定を取り消す場合がある。

※ 競技者必携　P 171 参照

JSA → ISF

破壊係数 (日本製品安全基準) > 反発係数 (約10%)

証紙廃止に伴う新検定マーク

新ゴム・革用バット検定マーク
※新検定基準対応バットに適応

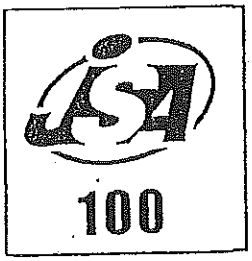

マークの大きさ 横2．5cm以上

新ゴム用バット検定マーク

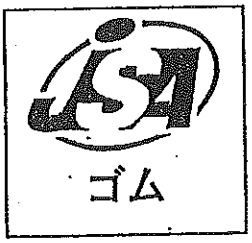

マークの大きさ 横2．5cm以上

新木製バット検定マーク

マークの大きさ 横2．5cm以上

新打者用ヘルメット検定マーク（1種用）

マークの大きさ　　横3cm以上

新打者用ヘルメット検定マーク（2種用）

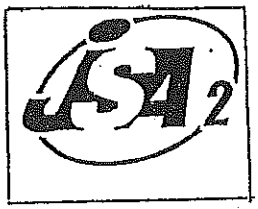

マークの大きさ　　横3cm以上

新打者用ヘルメット検定マーク（兼用）

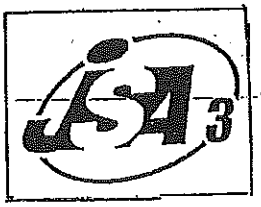

マークの大きさ　　横3cm以上

新捕手用ヘルメット検定マーク

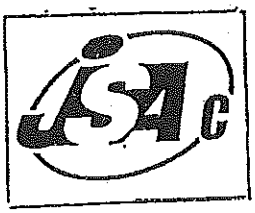

マークの大きさ　　横3cm以上